議案第48号

墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、墨田 区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
墨田区はなみず	東京都墨田区太平三丁目17番8	令和3年4月1日から令
き高齢者在宅サ	号	和8年3月31日まで
ービスセンター	社会福祉法人賛育会	
	理事長 小堀 洋志	

(提案理由)

墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。